



青色だより

第 136 号

2019年(令和元年)11月 1 日

発行所 一般社団法人
大和青色申告会

事務局 大和市桜森 2-3-9
(クリオ相模大塚1F)
TEL 046 (2 6 2) 5 1 1 1
FAX 046 (2 6 2) 5 1 1 3

発行人 吉 川 精 一
編集人 大 原 静 男

「記帳確認」を受けましょう

11月11日から11月29日まで

詳細は、チラシまたはホームページをご覧ください



当日は、現金出納帳、経費帳、固定資産台帳、棚卸表、源泉徴収簿などのほか、ご自身で特に備えつけている帳簿をご持参ください。会計ソフト等で記帳されている方は、**現金出納帳(現金勘定)**、**月別合計残高試算表(1月～入力済の月まで)**を印刷してご持参ください。

また、記帳確認を受ける際は、新規開業の場合を除き、**6か月以上の記帳**をお願いします。

会計ソフト「ブルーリターンA」で記帳されている場合



1月～入力済の月まで操作を繰り返します

青色申告特別控除 65 万円適用の皆様へ

期間限定!

**マイナンバーカードの申請を
大和青色申告会がサポートします**

日時 11月11日(月)～29日(金) 10時～12時、13時～15時
場所 大和青色申告会 事務局

ご希望の方は、
「**個人番号カード交付申請書**」
をご持参下さい。

令和2年分の確定申告よりe-Tax(電子申告)による提出または電子帳簿保存法適用者以外の
方は、青色申告特別控除が65万円から55万円に引き下げられます。ご不明な点は、事務局へお尋ね下さい。



「減価償却費の計算書」のご確認をお願いします！

○減価償却費の計算（一般）2019年 会員番号：00000000

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得年月 年 月	①取得価額 (償却保証額)	②償却の基礎 になる金額	償却方法	耐用年数	③償却率 又は定償却率	④本年中の 償却期間	⑤本年分の 普通償却費 (③×④×⑤)	⑥割増（特別） 償却費	⑦本年分の 償却費合計 (⑤+⑥)	⑧繰延償却費の必要額	⑨未償却 残価
建築工事		H31 04	1,760,000	1,760,000	定額	22	0.046	9/12	60,720	0	60,720		504
小計									60,720	0	60,720		
軽トラック		R01 05	1,271,010	1,271,010	定額	4	0.250	8/12	211,835	0	211,835		835
小計									211,835	0	211,835		
エアコン		R01 06	132,840	132,840	-	6	0.167	7/12	132,840	0	132,840	100	
小計									132,840	0	132,840		



当会のシステムに減価償却資産のご登録がある会員の方には、8月に「減価償却費の計算書」を発送いたしました。

記載内容に誤りがある場合、あるいは固定資産の新規取得や除却等がある場合には修正いたしますので、お早めにご連絡下さい。また、新たに計算書の作成を希望される会員の方は、前年分の決算書の「減価償却費の計算」欄（3面）をお持ち下さい。

消費税

「簡易課税制度」を選択される方は、今年中に届出書の提出をお忘れなく！

平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
課税売上高 5000万円以下	「簡易課税制度選択届出書」 提出	「簡易課税制度」適用開始 (2年間継続)	

消費税の確定申告の方法は、2通りの方法（「本則課税」と「簡易課税」）があり、納める税金が大幅に異なる場合があります。「個別面接による記帳相談・指導会」の際に資料をご持参いただければ、どちらの方法が有利か試算いたします。はじめて消費税の課税事業者になられる方や事業用資産の購入予定がある方は、試算されることをおすすめします！



Q

軽減税率制度実施後の消費税額の計算について、「中小事業者の税額計算の特例」があるそうですが、どのようなものなのでしょうか？

A

令和元年10月1日以降は、税率ごとに区分して記帳する（区分経理）ことが原則ですが、様々な理由から区分経理することが困難な中小事業者の方については、簡便に税率ごとの区分ができるよう、税額計算の特例が設けられており概要は次のとおりです。

今回も
消費税の軽減税率制度
について



Q
&
A

【売上げを税率ごとに区分することが困難な中小事業者】

- | | |
|------------------------|------------------|
| ① 仕入れを税率ごとに管理できる中小事業者 | ⇒ 小売等軽減仕入割合を利用可能 |
| ② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者 | ⇒ 軽減売上割合を利用可能 |
| ③ ①・②の割合の計算が困難な中小事業者 | ⇒ 50/100を利用可能 |

【仕入れを税率ごとに区分することが困難な中小事業者】

- | | |
|------------------------|---------------------------------------|
| ① 売上げを税率ごとに管理できる中小事業者 | ⇒ 小売等軽減売上割合を利用可能 |
| ② ①の特例を適用する事業者以外の中小事業者 | ⇒ 簡易課税制度の届出の特例を利用可能
(青色だより第135号参照) |

※ 中小事業者とは、基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者をいいます。

※ 制度の詳細は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

お知り合いの方に
“大和青色申告会”を
ご紹介下さい！

お店を経営している個人事業主の方

マンションなどの賃貸収入のある方

新規入会者をご紹介していただいた方には
粗品(缶ビール券5枚)をプレゼント！



記帳するなら、
特典のある
“青色申告”で！

青色申告会は、青色申告者によって組織された健全な納税者団体であり、神奈川県には18の青色申告会があります。

「一般社団法人 大和青色申告会」は、大和税務署管内（大和市、座間市、海老名市、綾瀬市）の青色申告者によって組織され、約5千8百名の会員の中から選任された役員が無報酬で会運営にあたっております。



年会費15,000円で、記帳・決算の個別指導、金融斡旋のほか、研修旅行・生活習慣病健診・各種共済等の福利厚生事業も行いつつ、公平で合理的な税制の確立を目指して活動しております。

青色申告会って
どんな団体？



青色申告会

任意加入

年会費 15,000 円で、記帳・決算の個別指導をはじめとした会員サービスを提供しております。



会員の中から選任された役員が無報酬で運営しています。



事業所得、不動産所得 又は
山林所得を生ずべき業務を行う方



所轄の税務署長へ申請

青色申告

白色申告

青色申告の特典で節税することができます。

- 青色申告特別控除
- 青色事業専従者給与
- 純損失の繰越控除

会員サービスのご紹介

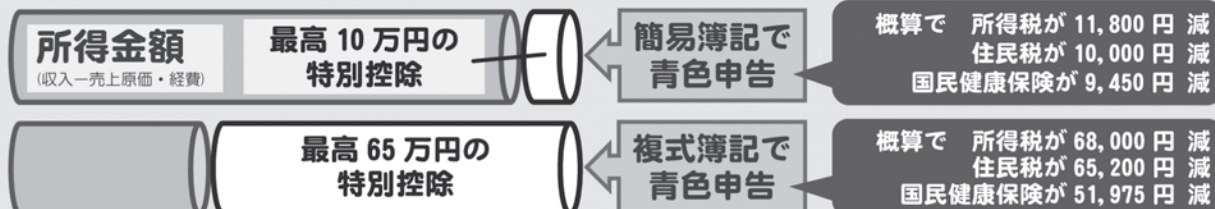
- 記帳・決算の個別指導（予約制で月1回、土曜日または日曜日実施）
- 税理士、弁護士、総合保険コンサルタントといった各分野の専門家による無料相談
- 会計ソフト「ブルーリターンA」のサポート
- 税務書類の提出代行
- 当会にご登録いただいた減価償却資産の「減価償却費の計算書」を作成・送付

- セミナーや研修会、研修旅行の開催
- 会報などで税の情報を発信
- あおいろ優待サービス（ズーラシアや八景島シーパラダイスなど約20の施設での優待割引サービス）
- 「生活習慣病健診」や「PET-CTがんドック」も優待料金で受診できます。
- 掛金全額が所得控除できる「小規模企業共済」をはじめ、団体割引または格安な掛金の共済・保険の斡旋
- 「一人親方労災保険」加入のサポート
- 日本政策金融公庫など融資制度のご紹介

青色申告の主な特典

青色申告特別控除

青色申告者は、最高 10 万円の特別控除が適用できます。なお、事業所得者又は事業的規模の不動産所得者は、正規の簿記の原則に従った記帳をする等、一定の条件を満たせば最高 65 万円の特別控除が適用できます。



申請手続は、青色申告書による申告をしようとする年の 3 月 15 日までに！

※ 所得金額が 370 万円の場合

青色事業専従者給与

事前に届出書を提出していること、労務の対価として相当であると認められる金額であることの他、一定の要件を満たしていれば、家族従業員に対して支払った給料も必要経費にすることができます。



※ 青色事業専従者として給与の支払を受ける人は、控除対象配偶者や扶養親族にはなりません。

届出手続は、青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の 3 月 15 日までに！

事業主の所得金額が
減って節税に



純損失の繰越控除

事業所得などに損失(赤字)の金額がある場合で、損益通算の規定を適用してもなお控除しきれない部分の金額が生じたときには、翌年以後 3 年間にわたって繰り越し、各年分の所得金額から控除します。



新規開業の人に
オススメ

この場合、3 年間で約 60 万円の節約（所得税・住民税・国民健康保険）

各委員会から 理事会決定事項の報告

支部長会議開催

今年度第1回目の支部長会議が9月9日(月)、座間市立総合福祉センターにおいて理事および支部長等約50名の出席のもと開催された。

吉川会長、水澤統括官(大和税務署・個人課税第1部門)のあいさつの後、吉川会長が議長に、一部支部長(大和南支部)と矢澤支部長(入谷第2支部)が議事録署名人に選出され議事に入った。

会議では、理事会決定事項について各委員会から報告が行われた。まず藤井総務委員長から今年度

の収支状況、役員研修会の開催、支部繰越金、会費の口座振替の現況、事務局のトイレ改修と電話機入れ換え、休日指導会の開催、弁護士無料法律相談の開催、第25回通常総会の収支決算等が報告された。

次いで岩崎組織委員長から青色コーナーでの実績と今後の対応、夏期会員増強特別運動の実績、会勢拡大の有効的な方策等について報告が行われた。

次いで柴田税制委員長から会員

指導計画、税理士無料税務相談の開催、記帳指導受託事業の実施状況、税務研修会の開催、消費税軽減税率制度説明会の開催、指導員の増強、e-Taxへの取り組み、減価償却費の計算書の作成および配付、記帳支援サービス、農業支部の確定申告相談指導体制、租税教室の開催等について報告が行われた。

次いで西海厚生委員長から第27回会員大会の実施(参加者数、収支決算、参加者へのアンケート結果)と第28回会員大会の開催、総合保険コンサルタントによる無料セミナーおよび無料保険相談の開催、保険および共済等の手数料収入、生活習慣病健診の開催等について報告が行われた。

次いで大原広報委員長から広報誌の発行計画、税を考える週間に因む広報活動、役員一泊勉強会の開催、会館取得についての調査、ホームページ改修等について報告が行われた。

次いで小林事務局長からパナソニックホームズ株式会社との提携について報告が行われた。
次いで佐藤女性部長からチャリテイバザーの開催、下田青年部長から街頭献血の開催、会計ソフトブルーリターンAの講習会の開催等、それぞれの部の事業について報告が行われた。
最後に小林事務局長から令和2年度の税制改正要望意見が報告された。

個人版事業承継税制

大和税務署長が講話

役員研修会開催



香野義吉署長

さる9月9日(月)、座間市立総合福祉センターにおいて、役員等約50名が出席し、役員研修会が開催された。

研修会は、講師に大和税務署の香野義吉署長を迎え、「個人版事業承継税制について」と題し、約1時間の講話が行われた。

香野署長は、小石川署(東京都)をはじめ、東京国税局、二本松署(福島県)など過去の赴任地の話、凍み豆腐や地酒、花見山といった出身地・福島県福島市の特

産品や観光地の話、若い頃に從事していたコンピューター関連事務の話などを交えながら、後継者が先代事業者から特定事業用資産の贈与を受けた場合に贈与税の納税が猶予されるという事業承継税制の概要、対象となる資産、適用を受けるための手続や要件、具体例による税額計算などを分かりやすく説明された。



下田青年部長



佐藤女性部長



柴田税制委員長



岩崎組織委員長



藤井総務委員長



大原広報委員長



西海厚生委員長



会員の皆様からの寄稿

あおいろポスト



南林間西支部
支部長
松岡 純 二

今は亡き父を偲んで

父の故郷は、見渡せば遙かに北アルプス連峰が見える長野県の安曇野。病を発症する前、父は某大手企業の副社長を現役で務めていた。

あれは父が亡くなる10数年前、突然、故郷に帰りたいと父が言い出した。先祖のお参りと無沙汰している親戚を回りたいとのこと

だった。

私の運転で信州路を走る。夏だったので水田は青々と茂っていた。イチイの木の良い刈込と、なまこ壁土蔵の黒と白が織りなす独特な風景がなぜか懐かしい。父は遙かにかすむ山並みを眺め、その景色を臉に焼き付けているかの様であった。

父の案内で車は山奥へ入って行く。昔は木こりで生計を立てていた村だ。

山からの湧水が竹のパイプから滔々と流れ落ち、庭から見上げる山並みは、ほぼ垂直にそびえ立ち、その先は北アルプスへと繋がっている。

父の故郷、すなわち自分自身のルーツということもあり、私は信州が好きである。特に上高地が大好きだ。



1番下の娘に男の子が生まれ、今2歳である。幸いにも、私に懐いてくれている。いつの日か上高地の梓川のほとりで、孫と2人きりでキャンプすることが私の最大の夢である。

青年部ニュース

多くの献血協力に感謝

部長 下田 兼義

こんにちは、青年部です。厳しい夏もやっと終わりを迎え、さわやかな秋の訪れを感じられるようになりました。

しかし、この秋に連続で発生した大型台風の被害は各地にまだ残っています。その中には青色申告会の会員さんも多く含まれていることと思います。心よりお見舞い申し上げます。

10月1日、とうとう消費税の軽減税率が導入されました。事業者としてだけでなく、消費者としても税率の違いに気を配らなければならないのは少し煩わ

女性部ポスト

相続雑感

監査役 清水 陽子

4年前の10月、主人が亡くなりました。死亡後の手続はいろいろとありますが、当時は何も分らないまま、教えてもらいながら手続に着手しました。

まずは主人の廃業届等。そして、亡くなった日までに確定した所得金額と税額を計算して作成する準確定申告書。さらに、跡を継いだ

息子の開業届等。たくさん書類を書きました。

主人と息子、それぞれが別個の扱いなので、主人の分は1月から10月まで、息子の分は11月から12月分までを申告すれば良いものと思っていました。

ところが、消費税の納税義務については、主人の分と息子の分を合算して判定されることを聞かされ驚きました。

不思議に思う点や戸惑いを感じる点もありましたが、何とか手続を終えました。そして数か月経ち、3人の相続

人に個人事業税の納付書が送られてきました。こういうものが送られてくることも知らなかったので、慌てて送付元の県税事務所に問い合わせました。

相続なんて一生に一度経験するかどうかわかりません。しかし、日本の税制は複雑で、一度の経験で全てを把握することは、とても出来ないと感じました。

まだまだ分からないことばかりですが、女性部の活動で自己研鑽して知識を深めたり、部員の皆さんと情報共有したりして、何かあった時も落ち着いた対応が出来る



ようになりたいと思います。毎年の確定申告についても、消費税の軽減税率導入など、ますます複雑なものになりつつあります。納税者としては、もっと簡単に申告できないものかと願うばかりです。

献血のご報告

受付人数		
200ml	400ml	合計
5名	58名	63名
献血人数		
200ml	400ml	合計
3名	52名	55名

しいですね。また、今年分の確定申告にも気を付ける必要があります。早めの情報提供をお願いしたいと思います。

さて、10月9日に行われました街頭献血のご報告です。

この5年間、大和税務署さんにご協力いただき、良い結果を残すことができております。

今年もおかげさまで、過去最高の献血人数55名を達成いたしました。

お忙しい中、香野署長様をはじめ幹部の皆様、職員の皆様にも献血車においでいただきご協力いただきました。

また、近隣の事業者の方々、さらには、わざわざ車で駆け付けてくださった会員さんもらっしかったです。

詳しくは年内発行の青年部通信ブルーウェーブに掲載いたします。まずは、取り急ぎこの紙面をお借りいたしまして、ご協力いただきました皆様にお礼申し上げます。ありがとうございます。

令和元年10月1日から消費税の軽減税率制度が実施されました。軽減税率の対象品目を取り扱っている事業者の方（飲食料品の卸売・小売、農業・漁業、食品製造、外食等の業種）はもとより、軽減税率の対象品目を取り扱っていない事業者の方や、課税事業者と取引を行う免税事業者の方も以下のような事務を行っていただくこととなります。

大和税務署からの お知らせ

事業者の区分		事業者の例	必要となる主な事務
課税事業者	軽減税率対象品目の 売上げ・仕入れ(経費)あり	●飲食料品を取扱う小売・卸売業 (スーパーマーケット、青果店等、農家) ●出前・テイクアウトがある飲食業 (レストラン等)	●売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに記帳するなどの区分経理 ●税率ごとの税額計算
	軽減税率対象品目の 仕入れ(経費)あり	会議費や交際費として飲食料品を購入する場合など	●仕入れ(経費)を税率ごとに記帳するなどの区分経理 ●税率ごとの税額計算
免税事業者	軽減税率対象品目の売上げあり		課税事業者と取引を行う場合に相手方から区分記載請求書等の交付を求められる場合あり

※【区分経理】とは、これまでの記載事項に加え、「軽減税率の対象品目である旨」帳簿に記載することです。

※【区分記載請求書等】とは、これまでの記載事項に加え、「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに合計した税込対価の額」を記載した請求書等で、課税事業者の方が仕入税額控除の適用を受けるために保存が必要な書類です。

【区分経理 記載例】

総勘定元帳（売上）				
×年		摘 要	借方	貸方
月	日			
11	30	(株)〇〇 雑貨(11月分)		88,000
11	30	(株)〇〇 ※食品(11月分)		43,200

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

【区分記載請求書等 記載例】

請求書			
(株)〇〇御中			
×年 11月 30日			
日付	品 名		金額
11/1	米	※	5,400 円
11/1	牛肉	※	10,800 円
11/2	キッチンペーパー		2,200 円
⋮	⋮		⋮
合 計			131,200 円
10%対象			88,000 円
8%対象			43,200 円
△△商事(株)			

税率（10%、8%）ごとに合計した税込対価の額を記載する。

会員様のご家族 及び 従業員の皆様へ

平成31年1月以降、「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、IDとパスワードがあれば、e-Taxで送信できます。（スマートフォンでもご利用できます。）

【利用のための手続き】

1 ID・パスワード方式の申請

お近くの税務署で職員と対面による本人確認の後、IDとパスワードを即日発行します。運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。（勤務先のお近くの税務署でも発行できます。）

2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

確定申告書の作成を行います。

3 作成コーナーからe-Taxで送信（申告書を提出）

上記1で取得したIDとパスワードを利用してe-Taxで送信すれば申告完了。

支部と会員数

(令和元年10月20日 現在)

	支部数	会員数		支部数	会員数		会員数
大和北	13	962	農業	4	1,158	準会員A	124
大和南	16	1,018	歯科医師	2	24	準会員B	142
座間	14	987	税理士	1	78		
海老名	14	808	事務局		145		
綾瀬	9	581	正会員計		5,761	準会員計	266

事務局からのお知らせ

◆下記の日付につきましては、業務時間に変更がございます。会員の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

●令和元年12月 5日 (木)

業務時間 13:30 ~ 17:30

●令和元年12月 6日 (金)

業務時間 8:45 ~ 11:00

●令和元年12月 9日 (月)

業務時間 8:45 ~ 15:00

●令和元年12月18日 (水)

業務時間 8:45 ~ 15:30

●令和2年 1月15日 (水)

業務時間 8:45 ~ 11:30

●令和2年 1月16日 (木)

業務時間 13:30 ~ 17:30

今後の行事予定

11月1日	13:30~	会計ソフトを利用した記帳指導等(受託)(第3回、第4回)
11月2日	14:00~	青年部 ブルーリターンA講習会
11月5日	~6日	役員一泊勉強会
11月9日	10:00~	広報活動(やまと産業フェア)
11月10日	10:00~	広報活動(やまと産業フェア)
11月11日	~29日	記帳確認
11月11日	13:30~	厚生委員会(第5回)、会員大会入札
11月12日	10:00~	大和南地区 記帳確認
11月12日	10:00~	大和北地区 記帳確認
11月12日	13:00~	青色家づくりサポート無料個別相談会
11月13日	10:00~	海老名地区 記帳確認
11月13日	10:00~	座間地区 記帳確認
11月13日	13:30~	監事会(中間監査)
11月15日	9:00~	女性部 役員会(第3回)、バザー値付け
11月15日	10:00~	綾瀬地区 記帳確認
11月15日	10:00~	大和北地区 記帳確認
11月17日	10:00~	女性部 チャリティバザー(えびな市民まつり)
11月17日	9:00~	座間市民ふるさとまつり
11月18日	10:00~	海老名地区 記帳確認
11月18日	10:00~	座間地区 記帳確認
11月18日	18:00~	東京地方税理士会大和支部との幹部協議会
11月19日	10:00~	座間地区 記帳確認
11月19日	10:00~	大和北地区 記帳確認
11月20日	10:00~	綾瀬地区 記帳確認
11月20日	13:00~	弁護士無料法律相談
11月21日	10:00~	海老名地区 記帳確認
11月22日	10:00~	大和南地区 記帳確認
11月24日	9:00~	広報活動(海老名ふれあい農業まつり)
11月24日	9:00~	広報活動(あやせ産業まつり)
11月25日	10:00~	綾瀬地区 記帳確認
11月25日	10:00~	大和北地区 記帳確認
11月26日	10:00~	海老名地区 記帳確認
11月27日	10:00~	座間地区 記帳確認
11月28日	10:00~	海老名地区 記帳確認
11月28日	10:00~	大和北地区 記帳確認
11月29日	10:00~	大和南地区 記帳確認
11月29日	10:00~	座間地区 記帳確認
12月5日	10:00~	指導員研修会(第4回)
12月8日	9:00~	休日指導会
12月10日	11:00~	女性部 役員会(第4回)、懇親会
12月12日	13:00~	青色家づくりサポート無料個別相談会
12月17日	10:00~	無料保険相談
12月18日	13:00~	弁護士無料法律相談
12月18日	14:15~	理事会、理事会・委員会合同懇親会
12月24日	13:30~	女性部 サークル活動(フラワーアレンジメント)

次号(新春号)の巻頭写真を募集

ご氏名・写真撮影場所をご明記のうえ、ふるってご応募ください！

(写真はデータでもプリントでもかまいません。)

応募締切

12月3日

お問い合わせ・ご応募は、大和青色申告会 事務局「青色だより」担当まで

レンブラントホテル海老名 会員カード レンブラントクラブ

REMBRANDT CLUB

年会費・入会費 無料

REMBRANDT CLUB

HPはこちら

お祝い ご宴会 ご婚礼 ご宿泊 ご法要

一地域の皆さまに愛されるホテルを目指してー

レンブラントホテル海老名

■広報紙「青色だより」に広告を掲載してみませんか？

■発行部数は、会員数と同数(約5,800部)で、大和市、座間市、海老名市、綾瀬市の会員様に配付しております。

■この記事の大きさと1回5,000円です。(会員様の場合は、2割引で4,000円)さらに、年間契約(年5回)の場合は、1回分を無料とさせていただきます。

■ご希望の方は、当会事務局(広報担当)までご連絡ください。

広告募集